

政令第三百八十号

小型船舶の登録等に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第百二号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

小型船舶の登録等に関する法律（同法附則第一条ただし書に規定する規定を除く。）の施行期日は平成十四年四月一日とし、同法附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は平成十三年十二月一日とする。